

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年6月29日
【会社名】	株式会社ヒラノテクシード
【英訳名】	H I R A N O T E C S E E D C o . , L t d .
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岡 田 薫
【本店の所在の場所】	奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1
【電話番号】	0 7 4 5 (5 7) 0 6 8 1 番
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務担当 安 居 宗 則
【最寄りの連絡場所】	奈良県北葛城郡河合町大字川合101番地の1
【電話番号】	0 7 4 5 (5 7) 0 6 8 1 番
【事務連絡者氏名】	常務取締役総務担当 安 居 宗 則
【縦覧に供する場所】	株式会社ヒラノテクシード東京支店 (東京都千代田区神田須田町1丁目16番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成30年6月27日開催の第94回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成30年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金17円 総額255,741,132円

剰余金の配当が効力を生じる日 平成30年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

役付取締役の簡素化並びにコーポレート・ガバナンスの強化に向け、経営体制の透明性確保のため、相談役・顧問及び参与制度の廃止を行うものであります。

これに伴い、役付取締役に関する規定の変更、並びに相談役・顧問および参与に関する規定の削除を行うほか、その他各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、岡田薫、安居宗則、金子二雄、岡田富美一、原昌史、大森克洋の6氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として田澤憲二、高谷和光、田中寛治郎の3氏を選任するものであります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役定安一男氏に対し、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金の贈呈をすることとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	無効(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	118,613	2,481	-	2	(注)1	可決(97.95%)
第2号議案	120,244	850	-	2	(注)2	可決(99.30%)
第3号議案					(注)3	
岡田 薫	113,028	8,066	-	2		可決(93.34%)
安居 宗則	120,066	1,028	-	2		可決(99.15%)
金子 二雄	120,066	1,028	-	2		可決(99.15%)
岡田 富美一	120,066	1,028	-	2		可決(99.15%)
原 昌史	120,061	1,033	-	2		可決(99.15%)
大森 克洋	120,066	1,028	-	2		可決(99.15%)
第4号議案					(注)3	
田澤 憲二	117,377	3,717	-	2		可決(96.93%)
高谷 和光	111,676	9,418	-	2		可決(92.22%)
田中 寛治郎	117,915	3,179	-	2		可決(97.37%)
第5号議案	115,349	5,745	-	2	(注)1	可決(95.25%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上